

ご存知ですか？防火対象物使用開始届

次に掲げる防火対象物を使用開始するときは、使用を開始する7日前までに、防火対象物使用開始（変更）届出書を消防長に届け出る必要があります（火災予防条例第54条）。

- (1) 令別表第1(1)項イ、(2)項、(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項から(18)項までに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(1)項ロ、(3)項、(4)項、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ並びに(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が30人以上のもの
- (3) 令別表第1(5)項ロ、(9)項ロ、(12)項から(14)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (4) 令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、少量危険物（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。）又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うもの

消防法施行令別表第1（抜粋）

項	用 途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店等 ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所等 ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅
(6)	イ (1)～(3) 病院、診療所、助産所 ロ (1)～(5) 老人短期入所施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設等 ハ (1)～(5) 老人デイサービスセンター、更生施設、助産施設、児童発達支援センター、身体障害者福祉センター等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)	学校
(8)	図書館、博物館、美術館等
(9)	イ 蒸気浴場、熱気浴場等 ロ 公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場等は除く）
(10)	車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場
(11)	神社、寺院、教会等
(12)	イ 工場、作業場 ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫、駐車場 ロ 飛行機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	重要文化財等
(18)	延長50メートル以上のアーケード

届出を必要とするとき

- ・ 建物を新築したとき
- ・ 建物を増改築したとき
- ・ 建物の用途やテナントを変更したとき（事務所→飲食店、住宅→福祉施設など）

建物の増改築や用途を変更しようとするときには、新たに消防用設備の設置が必要となる場合がありますので、計画段階で事前に相談してください。